

三条市建設工事等事故関係事務処理要領

平成21年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は三条市が発注する建設工事または委託業務（以下「市発注工事等」という。）に関して発生した事故の調査、報告等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 工事とは「市が発注する土木、建築工事等」をいう。
- (2) 委託業務とは「市が発注する調査・測量・設計等」をいう。
- (3) 事故とは「人の死傷及び物件の損壊等」をいう。

(事故への対応)

第3条 市発注工事等を監督する主管課長（以下「監督主管課長」という。）は、工事の施工若しくはその現場において事故が発生したときは、速やかに救護に必要な対応を行うとともに、再発を防止し現場の安全を確保するための緊急の措置を行うものとする。

(事故の報告)

第4条 総括監督員（総括監督員をおかない場合にあっては、主任監督員若しくは監督員とする。（以下「監督員」という。））は市発注工事等において次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、直ちに、請負者又は受注者（以下「請負者等」という。）から事故速報（別紙1号様式）を通報させるものとする。

- (1) 工事等関係者（元請、下請会社の各事業者及び労働者、これに類する者（警備保障会社から派遣された交通誘導員等）をいう。）の事故においては、死亡又は休業4日以上を負傷事故
 - (2) もらい事故（当該工事等関係者以外の第三者が起因して当該関係者が死傷した事故）においては、死亡又は休業4日以上を負傷事故
 - (3) 死傷公衆災害（工事等作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故）においては、原則全ての事故
 - (4) 物損公衆災害（工事等作業が起因して、当該工事等関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）においては、原則全ての事故
- 2 監督主管課長は、前項の事故速報があったときは、速やかに財務課長及び発注主管課長へ写しを提出するものとする。
 - 3 監督員は、必要があると認めるときは、期日を指示のうえ、請負者等から事故発生報告書（別紙2号様式）を提出させなければならない。
 - 4 監督主管課長は、前項の事故発生報告書があったときは、当該事故の内容を確認するとともに速やかに財務課長に提出するものとする。

(事故の調査)

第5条 財務課長は必要があると認めるときは、当該事故について監督主管課長に対し、更に詳細な調査報告を命じることができる。

(調査の留意事項)

第6条 事故の調査は次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 事故の経過は時間の順に従って始めから終わりまでを調査すること
時刻が判明しない場合でも、推定できるものは推定時刻として調査すること
- (2) 事故の状況は可能な限り図示し、必要に応じ位置図、平面図、断面図等を作成し、距離、高低値、傾斜度等を図示すること
- (3) 事故現場、事故物件等事故の状況を確認できるものについては、可能な限り写真等により記録すること
- (4) 事故の被災者の住所、氏名、年齢、職業等可能な限り詳細に調査すること
- (5) 事故の発生原因を十分に把握するとともに再発防止対策についてもあわせて検討すること
- (6) その他事故の説明に必要な事項を調査すること
- (7) 事故の調査にあたっては人権を侵害することのないよう注意し、任意に基づいて行うこと
(事故防止)

第7条 監督主管課長は、請負者等に対し、安全確保、意識の向上及び類似事故の再発防止等必要な措置を講ずるものとする。

(事故関係書類の取り扱い)

第8条 事故関係書類は慎重に取り扱うこととし、その保存年限は永年保存とする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

事故速報

（ 公 衆（死亡・負傷・その他）
現場関係者（死亡・負傷・その他） ）

年 月 日

発 信 者			
工 事 名 等			
1 工 事 番 号			
2 工 事 名			
3 施 工 地			
4 契 約 金 額			
5 工 期	年	月	日
業 者 名 等			
請負（受託）業者 住 所 商 号 代表者	事故を起こした業者（ 次下請） 住 所 商 号 代表者		
事 故 概 要			
1 発 生 日 時	年	月	日 午前午後 時 分頃
2 事 故 内 容			
3 被 災 者	氏名	年齢	
	氏名	年齢	
4 そ の 他			

（備考）委託業務の場合、「工事名等」欄を適宜読み替えること。

三条市長 様

住 所
請負業者名
代表者氏名

事 故 発 生 報 告 書

1 事故発生工事等

- (1) 工事等番号
- (2) 工事等名
- (3) 工事等場所
- (4) 契約金額
- (5) 工期
- (6) 事故を起こした業者
 - 住 所
 - 商 号
 - 代表者名

2 事故概要

- (1) 発生日時
- (2) 事故内容
- (3) 事故原因
- (4) 被災者
 - 住 所
 - 氏 名
 - 生年月日
 - 死亡・負傷の別
 - 負傷の場合はその内容

※添付書類

- 1 所轄労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告書の写し
- 2 診断書の写し（死亡事故の場合は、死亡診断書・死体検案書の写し）
- 3 事故現場の図面、写真等
- 4 事故防止に関する誓約書
- 5 事故防止対策書
- 6 施工体系図
- 7 その他参考となる資料

（公衆事故の場合、添付書類1は不要。物損事故の場合は添付資料2は不要であるが、被害状況がわかるものを添付のこと）

報告を要する事故の範囲		工事の施工に当たり発生した事故（現場への資機材の搬入・現場からの残土運搬中の事故（交通事故）も含まれる。
報告を要する被災の程度		工事等関係者・・・死亡又は休業4日以上の負傷 公衆事故・・・・・・原則すべて
事故報告等	速報及び報告先	監督員は、請負業者から直ちに事故の概要を事故速報（別紙1号様式）により通報してもらい、財務課長及び発注主管課長へ写しを提出する。
	事故状況の説明	死亡事故については監督員及び発注担当課が、負傷事故については監督員が請負業者から状況説明を受ける。
	様式及び報告期限	監督員は、請負業者から事故発生報告書（別紙2号様式）により遅くとも7日以内に3通を提出してもらい、財務課長及び発注担当課へ提出する。
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 三条労働基準監督署へ提出した労働者死傷病報告書の写し 2 診断書の写し（死亡事故の場合は、死亡診断書・死体検案書の写し） 3 事故現場の図面、写真等 4 事故防止に関する誓約書 5 事故防止対策書 6 施工体系図 7 その他参考となる資料 （公衆事故の場合、添付書類1は不要。物損事故の場合は添付書類2は不要であるが、被害状況が分かるものを添付のこと。）